



宮崎税務会計事務所

熊本市中央区新大江 1 丁目 1 5 番 4 号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

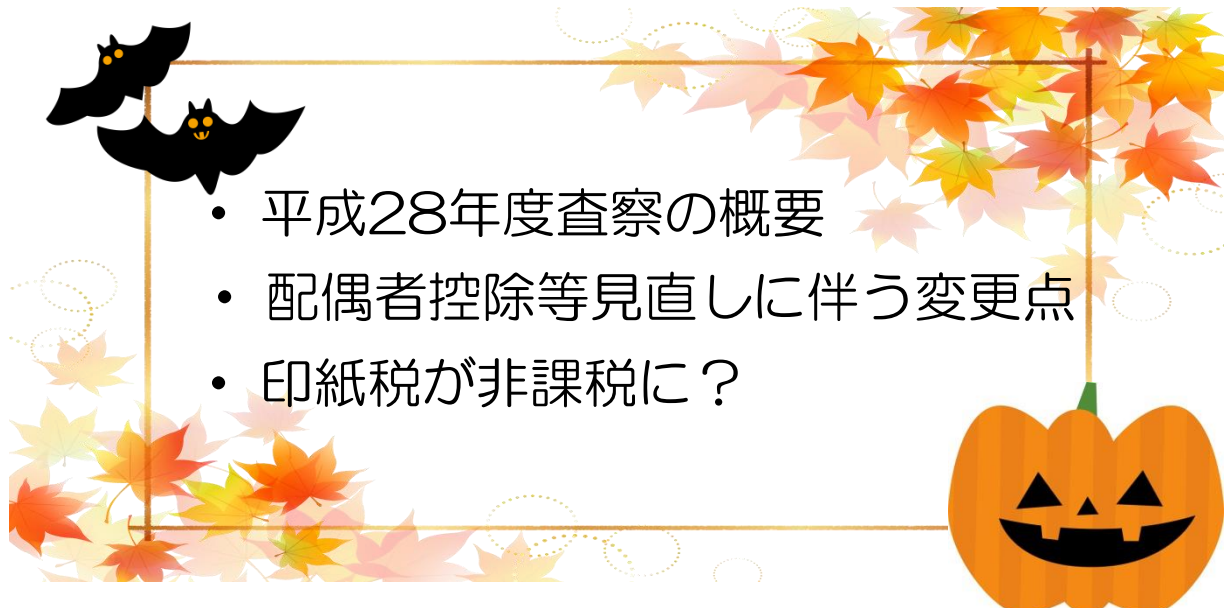
H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

今年も残すところ 3 ヶ月となってきました。9 月下旬、衆院が解散し 10 月 22 日に投開票日となることが決定しました。2019 年 10 月の消費税 10%への引き上げに伴う増収分の使途変更や、憲法改正などが争点となる見通しです。希望の党を率いる小池百合子東京都知事の動向が注目されます。

さて、今回の TM 情報では、平成 28 年度の査察の概要や配偶者控除等見直しに伴う変更点、熊本地震に関連した、被災者が作成した契約書等の印紙税の非課税について取り上げております。ぜひご一読下さい。

敬具



- 平成28年度査察の概要
- 配偶者控除等見直しに伴う変更点
- 印紙税が非課税に？

平成 28 年度査察の概要

消費税の告発件数は前年度の約 2 倍に増加！

- 平成 28 年度の査察処理件数は 193 件で、脱税総額は 161 億円 600 万円（前年度 138 億 4,100 万円）と大幅に増加しました。大口事案は、3 億円以上のものを 2 件、5 億円以上のものを 2 件、10 億円以上のものを 1 件処理。10 億円以上の事案を処理したのは 4 年ぶりのことでした。
- 消費税の告発は 23 件となり、告発件数が最多だった 19 年度の 30 件に次ぐ件数となりました。
- その他に、再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入により、太陽光発電事業の市場が急速に拡大し、それに伴う取引に係る脱税が増加しました。また、東日本大震災からの復興に向けた経済活動に伴う取引に係る脱税も増加しました。

隠匿事例)

- 居宅押入れにリモコン操作で可動する床下が設置されており、床下の 2 つの金庫に現金約 1 億 600 万円が隠されていた。
- 居宅敷地内の蔵のダンボール箱等の中に現金約 3 億 4,400 万円が隠されていた。
- 事務所の搬入用エレベーターと壁の隙間のダンボール箱の中に、現金約 5,500 万円が隠されていた。



• 告発の多かった業種

平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
不動産	16	建設業	15	建設業	30
クラブ・バー	10	不動産業	12	不動産業	10
建設業	8	クラブ・バー	7	金属製品製造	5
運送業	4	機械器具卸	6	商品、株式取引	5
広告業	4	—	—	運送業	4

税務調査と査察の違い

そもそも、「税務調査」と「査察」の違いを知っていますか？
ここでは二つの違いについて確認していきます。



税務調査とは・・・

税務調査は申告の内容を確認する調査です。申告内容が正しいかどうかを帳簿などで確認し、申告内容に誤りがあった場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、是正が求められます。

税務調査は誰でも受ける可能性があります。いつ受けるかも分かりませんが、まじめに帳簿を作成していれば恐れる必要はありません。

査察とは・・・

査察は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及するために行われる調査です。年間で査察の着手件数は200件弱なので、多くの人には関係ない制度となります。悪質な脱税をしていなければ、査察を受けることはまずありません。

項目	税務調査	査察	備考
調査方法	任意調査	強制調査	
目的	申告漏れの調査	犯則事件の調査※	※検察庁への告発が前提。
関係機関	国税局又は税務署	国税局査察部	
令状	不要	必要	
質問検査	可能	可能	納税者等への質問や、帳簿書類等の検査。
搜索	不可	可能	
差押え	不可	可能	
取調べ	なし	なし	
逮捕権	なし	なし	
調査人数	数人	数十人	



配偶者控除等見直しに伴う変更点

29年度税制改正で配偶者控除等が見直されたことにより、30年分以後の所得税の源泉徴収事務が大きく変わりそうです。

・源泉徴収義務者は、従業員が「源泉控除対象配偶者」として配偶者控除等の適用を受ける場合、今秋にも30年分の扶養控除等申告書の提出を受けた後、年明けから月々の源泉徴収を行うこととなります。これまでと違う点は、配偶者控除以外に、配偶者特別控除を受ける場合も月々の源泉徴収を行い、年末調整で確定させる“2段階え”で対応する点です。

・一方、従業員の合計所得金額が900万円以下でも、配偶者の合計所得金額が85万円超123万円以下、あるいは、従業員の合計所得金額が900万円超1,000万円以下で配偶者の合計所得金額が123万円以下のケースでは、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用は、年末調整で“一括処理”することとなります。

・従来の控除対象配偶者は、「控除対象配偶者」、「同一生計配偶者」、「源泉控除対象配偶者」の3つとなります。



改正前	
控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の合計所得金額 ⇒制限なし ・配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒38万円～76万円未満

改正後	
同一生計配偶者 (注)1	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の合計所得金額 ⇒制限なし ・配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下
控除対象配偶者 (注)2	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の合計所得金額 ⇒<u>1,000万円以下</u> ・配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の合計所得金額 ⇒1,000万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒<u>38万円～123万円以下</u>
源泉控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の合計所得金額 ⇒<u>900万円以下</u> ・配偶者の合計所得金額 ⇒85万円以下

(注)1 (特別)障害者に該当する場合には、(特別)障害者控除の対象となります。

(注)2 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。

印紙税が非課税に？

平成 29 年 4 月に租税特別措置法の一部が改正され、印紙税について次のような非課税措置が設けられました。熊本地震にも対応しているため、ぜひ参考にしてください。

・被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」等の非課税

平成 28 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害により滅失、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について印紙税を非課税とする措置。

※自然災害とは？

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の以上な自然現象により生じる被害のうち、被災者生活再建支援法の適用を受ける災害のことです。（熊本地震や、九州北部豪雨なども対象になります。詳しくは内閣府ホームページをご確認ください。）

・特別貸付けに係る「消費貸借に関する契約書」の非課税

①地方公共団体又は政府系金融機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税

②一定の金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に係る消費貸借に関する契約書の非課税

公的貸付機関や銀行、信用金庫などの金融機関が平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した指定災害（熊本地震など）の被災者に対して金銭の貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置。

すでに印紙税を納付してしまった場合

上記の特例を受けることができる契約書等について、すでに印紙税を納付してしまった場合には、税務署長の過誤納確認を受けることにより、還付を受けることができます。

以上、印紙税の非課税措置について簡単に説明しました。もしかしたらこの特例の対象になるかもしれない、など心当たりがある方は、国税庁が発行する『自然災害等により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について』を参照されるか、当事務所担当者までご相談ください！

秋のお客様紹介キャンペーン



当事務所では、昨年に引き続き、秋のお客様紹介キャンペーンを行っています。
昨年はたくさんのご紹介を頂き、事務所一同、大変感謝致しております。
皆様の周りにこんなお悩みを持っている経営者様はいらっしゃいませんか？
もし心当たりがあれば、ご遠慮なく当事務所にご相談ください。

- ☆ **技術力、営業力はあるが、経理、経営面で不安がある方**
- ☆ **従業員は奥様だけなので、帳簿を付けるのが大変な方**
- ☆ **ご自身で確定申告をされていて、毎年大変な思いをされている方**
- ☆ **税理士に頼んではいるが、毎月訪問しないなど不満をお持ちの方**
- ☆ **節税方法が分からずに、無駄に税金を払い続けていらっしゃる方**
- ☆ **開業創業したいが、方法が分からずに悩んでおられる方**

『うちは税理士に頼むほど大きくない』『税理士は高い』などと勝手に決め付けていらっしゃる方も多いと思います。しかし、自社の経営をスムーズに運営するためには税理士の力が不可欠です。当事務所は平均経験10年以上のスタッフが揃っています。お客様のご相談には親身に対応しております。ぜひ一度ご相談ください！

尚、ご紹介頂いた場合、こんな特典をご用意しております。



**11月末までの期間限定
ご紹介料 3万円～**



期間限定のキャンペーンとなります。ぜひご協力をお願いします！